

裁 決 書

審査請求人

処分庁

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和2年5月25日付けをもって提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（令和2年3月6日付け[REDACTED]号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求には理由があるから、本件処分を取り消す。

概 要

1 本件は、平成30年4月30日まで法による保護を受けていた請求人が、保護費と並行して遺族基礎年金（以下「本件年金」という。）を受給していたところ、本件年金が収入認定漏れになっており、保護費の過支給が発生していたとして、処分庁が保護の廃止後に法第63条に基づき本件処分を行ったため、本件処分の取消しを求めた事案である。

2 関係法令等の規定

(1) 法第1条（目的）

法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(2) 法第4条第1項（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(3) 法第8条第1項（保護の基準）

保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

(4) 法第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

3 前提事実（証拠により容易に認定できる事実及び争いのない事実）

(1) 請求人は、本件処分当時〇歳（〇生まれ）の男性である。

本件処分当時の請求人の同居家族は、いずれも亡くなった内縁の妻〇（〇生まれ。以下〇という。）の子である〇（〇生まれ）及び〇（〇生まれ）の2人であった。

(2) もともと、請求人は、〇及びその4人の子らと同居していたところ、平成27年8月から、〇を世帯主とする世帯として、法による保護を受けるようになった。

(3) 平成28年12月、〇が病気により死亡したため、請求人が世帯主として保護を受けるようになった。

なお、平成29年1月に〇の長男が、同年10月に同二男がそれぞれ世帯から外れたため、請求人の世帯は上記(1)記載の3人となった。

(4) 請求人は、〇の死亡に伴い、平成29年1月分から、本件年金（月約10万8000円）を受給するようになったため、その旨処分庁に収入の申告をしたが、処分庁は、本件年金につき収入認定を失念していた。

(5) 平成30年5月、処分庁は、本件年金につき収入認定がなされていないことに気付いたため、請求人世帯の収入状況を再検討したところ、本件年金に加えて、請求人の就労収入及び受給中の児童手当をふまえれば、保護基準を超える（自立可能）と判断し、同月1日付けて保護を廃止した。

なお、処分庁は、本件年金の収入認定がなされていないことによる保護費の過支給分について、自立のための費用を検討するなどしたうえで、後日返還決定するという方針を定めた。

(6) 処分庁は、本件年金の受給による返還対象額を138万8930円と算定したうえで、自立のための費用として電化製品の購入費用9万9964円を控除した128万8966円について、令和2年3月6日付けて、法第63条に基づき返還決定をした。

(7) 請求人は、令和2年5月25日付けて、本件処分を不服として本件審査請求を行った。



主 張

1 請求人の主張

本件年金を受給するようになったことについては、処分庁にきちんと申告している。本件年金の受給によって、保護がどうなるのか分からなかったので、処分庁の担当者に聞いたところ、問題ないと言われた。

それなのに、本件年金の受給開始から1年以上経ってから、払い過ぎた分を返せと言われるのは納得がいかない。

2 処分庁の主張

請求人から本件年金にかかる収入申告があったにもかかわらず、処分庁がこれを失念していたことは認める。

しかし、過支給が発生していることは事実であって、他の被保護者との公平を図るためにも、返還がなされて然るべきである。

なお、返還額の決定にあたり、請求人から申告された電化製品の購入費を自立更生費用にあたる支出であると認めたとうえで、この分を免除していることからしても、本件処分は妥当である。

したがって、本件処分に違法・不当な点はない。

理 由

1 争点

本件の争点は、法第63条の趣旨等に照らし、本件年金の受給による過支給分の返還を決定した本件処分が適法・妥当といえるかである。

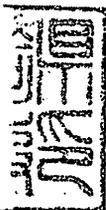
2 検討

(1) 判断基準

法第63条が全額返還を一律に義務づけるのではなく、返還額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねた趣旨からすれば、法第63条の返還決定によって、被保護者の自立が阻害されるような場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱または濫用したものとして、違法となると解される。

もっとも、本件は、保護の廃止後に返還決定がなされているという特殊性があるから、上記の理がそのまま妥当するとはいえない（もちろん、請求人の自立後の生活状況に鑑みて、請求人の生活を過度に圧迫するような結果を招くべきではないという限度で、上記の理は妥当するといえる。）。

そうすると、処分庁に裁量権の逸脱または濫用があったかについては、保護費の過支給が発生した経緯、本件処分に至った経緯、本件処分時における請求人の財産状況・生活状況、本件処分が請求人世帯の生活に与える影響等諸般の事情を総合的に考慮して、判断せざるを得ないというべきである。



(2) 具体的な事情の検討

本件年金の受給開始から1年以上にわたって収入認定されなかったのは、処分庁の失念によるものであること、また、保護が廃止されたとはいえ、本件処分時の請求人世帯の収入状況は月約21万円であることからして、決して余裕のある生活を送っていたとは認められないこと、本件年金に係る収入認定漏れが発覚してから本件処分に至るまで、2年近くの時間を要していることなどの事情に鑑みれば、約10万円の自立更生費用を除いた全額の返還を求めることは、処分庁の裁量を逸脱・濫用したものというべきである。

保護を廃止してからの請求人世帯の生計状況においては、前述のとおり、本件処分時の収入が月約21万円であるのに対し、平成30年3月分の最低生活費は約23万円であるため、本件処分時の収入が継続的なものであったと仮定すれば、本件年金を不足分の生活費に充当してきたこと、他方で本件年金に係る過支給金を原資として貯金していることが推測される。

この状況に対し、処分庁は約10万円の自立更生費用を免除しているものの、本件処分時における請求人の財産状況・生活状況、本件処分が請求人世帯の生活に与える影響等諸般の事情について考慮に入れずそのまま本件処分を決定している。このことは請求人世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められるから、本件処分の取消しが妥当であると考えられる。

(3) 審理員意見と異なる理由

審理員意見では、本件処分時に請求人が保有していた現金・預貯金のうち、少なくとも返還決定額128万8966円の半額は本件年金に係る過支給金が原資になっているものとの推認により、64万4483円を限度に返還させるのが妥当としているが、処分庁において請求人世帯の財産状況・生活状況、処分が請求人世帯の生活に与える影響等を検証のうえ、返還額を精査すべきであると考えられる。

(4) 以上から、本件処分には、裁量権の逸脱または濫用があったと認められるから、本件処分は違法である。

4. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年5月6日

審査庁 長崎県知事 中村 法道



(教示)

- 1 この裁判に不服がある場合には、この裁判があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁判については、上記1の再審査請求のほか、この裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において、長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、裁判の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁判があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁判の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁判の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

